

## 新潟県企業局管理規程第1号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年1月23日

新潟県企業管理者 小林 康 昌

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(入札参加の申込み) <b>第176条の4</b> <u>物品の購入、物品の製造の請負又は複写業務に係るサービスの提供の一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者は、県財務規則第87条第1項に規定する申込みをしなければならない。ただし、企業局長が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。</u>	(入札参加の申込み) <b>第176条の4</b> 物品の購入等の一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者は、県財務規則第87条第1項に規定する申込みをしなければならない。ただし、企業局長が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の新潟県企業局財務規程の規定は、この規程の施行の日以後に公告又は通知する一般競争入札又は指名競争入札について適用し、同日前に公告又は通知した一般競争入札又は指名競争入札については、なお従前の例による。